

伊勢原市商店街空き店舗等活用事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、商店街の活性化及び地域産業の振興を図るため、商店街団体等が実施する空き店舗等活用事業に要する経費及び空き店舗等を活用して新たに創業する小規模経営者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、伊勢原市補助金等の交付規則（昭和55年伊勢原市規則第19号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「商店街団体」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 伊勢原市商工会
- (2) 商業振興を目的として地域的に組織された団体でその構成員の2分の1以上が小売業、飲食業、サービス業若しくは卸売業を営んでいるもの又はその連合団体
- (3) その他市長が適当と認める団体

2 この要綱において「事業予定者」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 商店街団体
- (2) 商店街団体に属する商業者
- (3) 前号に掲げる者で構成される商業者グループ

3 この要綱において「小規模経営者」とは、産業競争力強化法（平成25年法律第98号）に基づく伊勢原市創業支援等事業計画の特定創業支援等事業又は商工会等による経営指導等を受けた者又は受ける見込みの者とする。

(補助対象事業等)

第3条 補助の対象とする事業（以下「補助事業」という。）、補助対象経費、補助率及び補助限度額は、別表のとおりとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する事業は、対象としない。

- (1) 市内商店街からの移転に係るもの
- (2) 法令に違反するもの
- (3) 公序良俗に反するおそれのあるもの
- (4) 政治的活動または宗教的活動に関するもの
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律122号）に規定する風俗営業に係るもの又はこれに類するもの

2 補助の対象とする事業予定者又は小規模経営者（以下「補助対象者」という。）は、前項の補助事業を行う団体又は個人とし、国税、都道府県税及び市町村税を完納しているものに限るものとする。

3 算出した補助金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(交付の要望)

第4条 補助金の交付を要望しようとする事業予定者は、伊勢原市商店街空き店舗等活用事業補助金交付要望書(第1号様式)を補助金の交付を受けようとする年度の前年度の10月末日までに市長に提出しなければならない。ただし、市長が不要と認めるときは、この限りでない。

(内定通知)

第5条 市長は、前条の規定による補助金の交付の要望があったときは、当該要望をした事業予定者の活動内容等を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の予算措置を行い、当該予算の議決後その旨を伊勢原市商店街空き店舗等活用事業補助金内定通知書(第2号様式)により、補助金の交付の要望をした事業予定者に通知するものとする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を申請しようとする事業予定者は、伊勢原市商店街空き店舗等活用事業補助金交付(変更交付)申請書(第3号様式。以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 補助事業計画書(第4号様式)

(2) 事業予定者が事業実施を議決した総会等の議事録の写し

(3) 事業予定者の定款又は規約等

(4) 事業予定者の組合員(会員)名簿

(5) 経費の内訳が分かる書類(見積書等)

(6) その他市長が必要と認める書類

2 第2条第2項第2号に定める事業予定者が個人であるときは、前項第3号から第5号までの書類に代えて、事業経歴書を添付するものとする。

3 第2条第2項第3号に定める事業予定者が申請する場合は、第1項第3号及び第4号の書類に代えて、商業者グループ構成員全員の事業参画を証する書類を添付するものとする。

4 第2条第2項第2号に定める事業予定者が申請する場合は、事業を実施しようとする場所に存する商店街団体と連名で行うものとする。ただし、前年度に交付決定された空き店舗等活用事業に関しては、この限りでない。

5 前項の場合は、第1項各号の書類のほか、次の書類を添付するものとする。

(1) 事業を実施しようとする場所に存する商店街団体が事業の実施を承認した総会等の議事録の写し

(2) 事業を実施しようとする場所に存する商店街団体の定款又は規約

- (3) 事業を実施しようとする場所に存する商店街団体の組合員（会員）名簿
- 6 別表に掲げる補助対象経費のうち、前年度に交付決定された空き店舗等活用事業の賃借料に関し、翌年度において引き続き申請する場合は、第1項第2号から第4号まで、第2項並びに第5項の書類は、内容に変更がない場合には、添付を省略することができる。
- 7 補助金の交付を申請しようとする小規模経営者は、店舗の開店日から3か月を経過する日までに申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。
- (1) 補助事業概要書（第5号様式）
 - (2) 経費の内訳が分かる書類（請求明細書等）
 - (3) 事業予定者が個人の場合は、住民票の写し及び事業経歴書
 - (4) 事業予定者が法人の場合は、商業登記簿謄本等
 - (5) 国税、都道府県税及び市町村税の納付を証する書類
 - (6) その他市長が必要と認める書類

（交付の決定）

第7条 市長は、前条第1項及び第7項の申請があり、審査等の結果補助金を交付すべきものと決定したときは、伊勢原市商店街空き店舗等活用事業補助金交付決定通知書（第6号様式。第13条第2項において「交付決定通知書」という。）により、当該申請をした補助対象者に通知するものとする。

（変更交付の申請）

第8条 前条の通知を受けた補助対象者が補助金の交付申請額を変更しようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 変更事務事業計画書
- (2) 変更収支予算書

（変更交付の決定）

第9条 市長は、前条の申請があり、審査等の結果交付する補助金額を変更すべきものと決定したときは、伊勢原市商店街空き店舗等活用事業補助金変更交付決定通知書（第7号様式。第13条第2項において「変更交付決定通知書」という。）により、当該申請をした補助対象者に通知するものとする。

（変更の承認）

第10条 規則第6条第2項の規定により補助金の交付決定を受けた事業の内容若しくは経費の配分の変更（次条に定める軽微な変更を除く。）又は中止若しくは廃止をしようとするときは、伊勢原市商店街空き店舗等活用事業補助金交付決定事業変更（中止・廃止）承認申請書（第8号様式。次項において「事業変更（中止・廃止）承認申請書」という。）に変更の理由又は中止若しくは廃止の理由等を記載し、関

係書類を添付して市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、事業変更（中止・廃止）承認申請書が提出され、審査等の結果変更又は中止若しくは廃止すべきものと決定したときは、伊勢原市商店街空き店舗等活用事業補助金変更（中止・廃止）承認決定通知書（第9号様式）により、当該申請書を提出したものに通知するものとする。

（軽微な変更）

第11条 規則第7条第1項第1号の軽微な変更は、交付決定の基礎となった事業費の10パーセント以下の額のものとする。

（申請の取下げのできる期間）

第12条 規則第9条第1項の規定により申請の取下げのできる期間は、交付決定の通知を受けた日から10日を経過した日までとする。

（補助金の交付）

第13条 補助金は、補助事業等が完了した後において交付するものとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、補助事業等の完了前に補助金の全部又は一部を交付することができる。

- 2 前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、伊勢原市商店街空き店舗等活用事業補助金交付請求書（第10号様式）に交付決定通知書又は変更交付決定通知書の写しを添えて市長に提出しなければならない。

（交付の取消し等）

第14条 市長は、補助金の交付を申請したものが次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付を取り消し、又は、既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 法令（条例及び規則を含む。）又はこの要綱の規定に違反したとき。
- (2) 事業、営業、活動等を停止し、若しくは廃止したとき、又は、事業、営業、活動等を停止し、若しくは廃止した状態にあると市長が認めるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、不正又は不適切な行為があったと市長が認めるとき。

（実績報告）

第15条 規則第14条の規定による実績報告は、伊勢原市商店街空き店舗等活用事業補助金実績報告書（第11号様式。次条において「実績報告書」という。）に次の書類を添えて、当該補助事業等の完了の日から30日を経過した日又は当該年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日までに行わなければならない。

- (1) 収支を証する書類
- (2) 契約書の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 前項第2号及び第3号の書類は、第6条第6項の規定により申請時に添付を省略した場合には、添付を省略することができる。

3 補助金の実績報告をしようとする小規模経営者は、申請時に第1項第2号と同一の書類を提出している場合には、添付を省略することができる。

(補助金額の確定)

第16条 市長は、実績報告書が提出され、規則第15条の規定に基づいて補助金の確定を行った結果、第7条の交付決定の額(第9条の変更交付決定を行った場合は、その額)と確定額が相違する場合は、伊勢原市商店街空き店舗等活用事業補助金確定通知書(第12号様式)により通知するものとする。

(財産処分制限)

第17条 規則第20条ただし書の規定により市長が定める期間は6年とし、同条第3号の規定により市長が定める財産の種類は備品とする。

(届出事項)

第18条 補助金の交付の要望、申請その他の補助金の交付に係る手続を行った補助対象者及び第6条第4項の規定により連名で申請した商店街団体は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに文書でその旨を市長に届け出なければならない。

(1) 住所、名称又は代表者を変更したとき。

(2) 合併又は解散したとき。

(委任)

第19条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(平成28年5月30日告示第119号)

この告示は、平成28年6月1日から施行し、改正後の伊勢原市商店街空き店舗等活用事業補助金交付要綱の規定は平成28年4月1日から適用する。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(平成31年1月15日告示第2号)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和3年7月15日告示第192号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(令和3年9月30日告示第232号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和3年9月30日から施行する。
(経過措置)
- 2 この告示による改正後の伊勢原市商店街空き店舗等活用事業補助金交付要綱別表の規定は、令和4年度以後の年度分の補助金（空き店舗等活用事業の賃借料に関する補助金で、令和3年度に交付決定され、令和4年度において引き続き申請するものを除く。）について適用し、令和3年度分までの補助金（空き店舗等活用事業の賃借料に関する補助金で、令和3年度に交付決定され、令和4年度において引き続き申請するものを含む。）については、なお従前の例による。

別表（第3条関係）

補助事業	補助対象者	補助対象経費（区分及び内容）		補助率	補助限度額
空き店舗等活用事業	商店街団体等の事業予定者	改装費	商店街の空き店舗を賃借し、休憩所等の商店街共同施設等として活用する場合に必要な空き店舗の改装費（概ね6か月以上の賃借契約の締結が必要）	30%以内	年間 50万円
		賃借料	商店街の空き店舗を休憩所等の商店街共同施設等として活用する場合に必要な空き店舗の賃借料（概ね6か月以上の賃借契約の締結が必要）。ただし、補助対象期間は、最大2年間とする。	30%以内	年間 40万円
	創業準備奨励金	小規模経営者	創業準備経費	空き店舗等を活用する場合に必要な改装費、広告宣伝費、備品購入費その他市長が認めるもの	30%以内

（注）賃借料月額補助限度額は、年間補助限度額を12で除した額以内とする。

第1号様式（第4条関係）

年度伊勢原市商店街空き店舗等活用事業補助金交付要望書

年 月 日

伊勢原市長 殿

住所又は
所在地

要望者名称及び
代表者氏名

電話番号

年度において、伊勢原市商店街空き店舗等活用事業補助金の交付を要望します。

交付要望額

円

（注）予算案及び事業計画案を添付してください。

第2号様式（第5条関係）

年度伊勢原市商店街空き店舗等活用事業補助金内定通知書

年 月 日

様

伊勢原市長



年 月 日付けで要望のありました伊勢原市商店街空き店舗等活用事業補助金については、次のとおり交付する予定ですので、伊勢原市商店街空き店舗等活用事業補助金交付申請書を提出されるよう通知します。

交付予定額

円

（事務担当は、 ）

第4号様式（第6条関係）

補助事業計画書
（空き店舗活用事業）

1 商店街団体の概要

2 補助事業の内容等

(1) 補助事業の内容

(2) 活用する空き店舗の状況

	状況等	内容	添付書類
ア	所在地及び面積	所在地：伊勢原市 面積： m ²	<input type="checkbox"/>
イ	所有者の住所 及び氏名	住所： 氏名：	<input type="checkbox"/>
ウ	賃貸契約期間	年 月 日～ 年 月 日	<input type="checkbox"/>
エ	月額賃借料	円／月	<input type="checkbox"/>
オ	配置図、店舗平面図等	別添のとおり	<input type="checkbox"/>
カ	開店予定年月日 (改装費の場合)	年 月 日	<input type="checkbox"/>
カ	賃借前の状況が分かる 写真 (改装費の場合)	別添のとおり	<input type="checkbox"/>

(第4号様式続き)

(3) 転貸する場合の内容

	状 況 等	内 容	添付書類
ア	転借人の住所及び 氏名	住所： 氏名：	<input type="checkbox"/>
イ	転借人が負担する 月額賃借料	 円／月	<input type="checkbox"/>
ウ	賃借開始及び満了予 定年月日（期間）	年 月 日～ 年 月 日	<input type="checkbox"/>

3 期待される効果

(第4号様式続き)

4 経費配分

(単位：円)

補助事業名	補助事業に 要する経費	自己資金等	県補助金額	補助金申請額
合 計				

5 収支予算計画

(1) 収入内訳

(単位：円)

区 分	金 額	備 考
市補助金		
県補助金		
自己資金等		
合 計		

(2) 支出内訳

(単位：円)

補助対象経費	金 額	備 考
合 計		

第5号様式（第6条関係）

補助事業概要書
(創業準備奨励金事業)

1 経営指導等を受けた（受ける見込みの）内容等

2 創業店舗等の概要（業種、業態等）

3 補助事業の内容等

(1) 創業準備経費の活用内容

(2) 創業の状況等（内容を確認できる書類を添付してください。）

	状況等	内容	添付書類
ア	所在地及び店舗面積	所在地：伊勢原市 店舗面積： m ²	<input type="checkbox"/>
イ	所有者の住所 及び氏名	住所： 氏名：	<input type="checkbox"/>
ウ	賃貸契約期間 (賃貸物件の場合)	年 月 日～ 年 月 日	<input type="checkbox"/>
エ	創業開始(予定)年月日	年 月 日	<input type="checkbox"/>
オ	配置図、店舗平面図等	別添のとおり	<input type="checkbox"/>
カ	創業の状況が分かる写真	別添のとおり	<input type="checkbox"/>

(第5号様式続き)

収 支 決 算 書

(収入の部)

(単位：円)

区 分	決 算 額	摘 要
県 補 助 金		
市 補 助 金		
自 己 資 金		
借 入 金		
寄 付 金		
合 計		

(支出の部)

(単位：円)

補助対象経費	予 算 額	摘 要
合 計		

第6号様式（第7条関係）

伊勢原市指令（ ）第 号

年度伊勢原市商店街空き店舗等活用事業補助金交付決定通知書

住所又は
所在地

申請者名称及び
代表者氏名

年 月 日付けで申請のありました伊勢原市商店街空き店舗等活用事業補助金については、伊勢原市補助金等の交付規則第6条の規定に基づいて、次のとおり決定しましたので通知します。

年 月 日

伊勢原市長



- 1 補助金交付決定額 円
- 2 交付条件

（事務担当は、 ）

年度伊勢原市商店街空き店舗等活用事業補助金変更交付決定通知書

住所又は
所在地

申請者名称及び
代表者氏名

年 月 日付けで提出されました変更交付申請書の内容を審査しました結果、次のとおり変更交付決定しましたので通知します。

年 月 日

伊勢原市長



- 1 変更交付決定額 円
(変更前の交付決定額 円)
- 2 交付条件

(事務担当は、)

第8号様式（第10条関係）

年度伊勢原市商店街空き店舗等活用事業補助金交付決定事業
変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日

伊勢原市長 殿

住所又は
所在地

申請者名称及び
代表者氏名

電話番号

次のとおり伊勢原市商店街空き店舗等活用事業補助金交付決定事業の変更（中止・廃止）について承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 変更（中止・廃止）の内容
（変更（中止・廃止）前）

（変更（中止・廃止）後）

2 変更（中止・廃止）の理由

第9様式（第10条関係）

伊勢原市指令（ ）第 号

年度伊勢原市商店街空き店舗等活用事業補助金
変更（中止・廃止）承認決定通知書

住所又は
所在地

申請者名称及び
代表者氏名

年 月 日付けで提出されました変更（中止・廃止）承認申請書の内容を審査しました結果、次のとおり承認しましたので通知します。

年 月 日

伊勢原市長



変更（中止・廃止）の内容

（事務担当は、 ）

第10号様式（第13条関係）

年度伊勢原市商店街空き店舗等活用事業補助金交付請求書

年 月 日

伊勢原市長 殿

住所又は
所在地

請求者名称及び
代表者氏名

印

電話番号

交付決定のありました伊勢原市商店街空き店舗等活用事業補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて請求します。

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 交付決定通知額 | 円 |
| 2 | 既交付額 | 円 |
| 3 | 今回交付請求額 | 円 |
| 4 | 未交付額 | 円 |

5 添付書類

- 伊勢原市商店街空き店舗等活用事業補助金交付決定通知書の写し
- 伊勢原市商店街空き店舗等活用事業補助金変更交付決定通知書の写し

(注) 上記のいずれかにレ印を付けてください。

【振込先】

金融機関名

支店名

口座の種類

普通・当座

口座番号

(フリガナ)

口座名義人

第11号様式（第15条関係）

年度伊勢原市商店街空き店舗等活用事業補助金実績報告書

年 月 日

伊勢原市長 殿

住所又は
所在地

請求者名称及び
代表者氏名

電話番号

年度伊勢原市商店街空き店舗等活用事業補助金に係る実績を次のとおり報告します。

交付決定額 円

実績額 円

不用額 円

(注) 事務事業成果報告書、収支決算書（見込み）、収支を証する書類及び契約書の写しを添付してください。

年度伊勢原市商店街空き店舗等活用事業補助金確定通知書

住所又は
所在地

申請者名称及び
代表者氏名

年 月 日付けで提出されました実績報告書を審査しました結果、次のとおり確定しましたので通知します。

年 月 日

伊勢原市長



- | | | |
|---|----------------|---|
| 1 | 補助金交付（変更交付）決定額 | 円 |
| 2 | 補助金確定額 | 円 |

（事務担当は、 ）